

## 第 14 回 浜田市農業委員会総会会議録

日 時：令和 7 年 3 月 25 日（火）9：30～10：07

場 所：浜田市役所 4 階 講堂 A B C

### 1 出席委員

#### 【農業委員】（13名）

1 番 中 田 善 喜	2 番 佐々木 京 子	3 番 大 崎 健 太	4 番 高 橋 伸 幸
6 番 原 田 義 一	7 番 野 上 省 三	8 番 皆 本 浩 己	10 番 川 神 昌 暢
14 番 岩 谷 淳 志	16 番 三 浦 寿 紀	17 番 柿 元 信 次	18 番 玉 田 一
19 番 南 谷 勇			

#### 【農地利用最適化推進委員】（14名）

1 番 近 重 邦 昭	2 番 永 見 繁 廣	3 番 河 西 堅	4 番 小松原 常 雄
5 番 永 見 昌 之	6 番 道 下 文 男	7 番 領 家 悟	10 番 大 谷 数 義
11 番 長 野 昭 三	13 番 橋 本 安 延	14 番 田 村 邦 麿	15 番 河 崎 健
16 番 野 村 明 治	8 番 串 崎 美 之	19 番 大 森 一 利	

### 2 欠席委員

【農業委員】岡本健治、豊田知世、河上昭二、青葉 真、稲田勝志、藤若裕香

【農地利用最適化推進委員】河野恒弘、永見 孔、高橋久美子

### 3 出席職員

【農業委員会事務局】木原事務局長、岡本係長、濱野主任主事

【農林振興課】堂原農業振興係長、松本会計年度任用職員

### 4 次 第

#### (1)開会

(2)報告 公共事業による廃土処理届出について（2件）

農用地利用集積等促進計画について（1件）

(3)議案 議第1号 農用地利用集積計画の策定について（利用権設定180件）

議第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（1件）

議第3号 農地法第4条の規定による許可申請について（1件）

議第4号 農地法第5条の規定による許可申請について（2件）

議第5号 令和7年度農作業標準賃金（案）について

### 5 閉 会

議 長	<p>はじめに総会を開催するにあたり、浜田市農業委員会会議規則第4条により、本日の出欠状況等の報告を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>本日、欠席の報告がありました農業委員は、5番 岡本委員、9番 豊田委員、11番 河上委員、12番 青葉委員、13番 稲田委員、15番 藤若委員、以上6名から欠席の連絡がありました。</p> <p>農業委員の出席は、現在13名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しており、総会は成立いたします。</p> <p>なお、農地利用最適化推進委員の欠席は、1番 河野委員、8番 永見委員、12番 高橋委員、以上3名から欠席の連絡がありました。</p>
議 長	<p>事務局から報告がありましたように、本日の総会は成立しております。ただいまから第14回浜田市農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>続いて、浜田市農業委員会総会会議規則第15条に規定する議事録署名委員を指名いたします。18番：玉田委員、19番：南谷委員、よろしくをお願いします。本日の議事が円滑に進行できますよう、委員のみなさまのご協力をよろしくをお願いします。</p> <p>それでは、「次第」の1番目「報告」です。報告は、公共事業による廃土処理届出、2件です。事務局から説明をお願いいたします。なお、事前の質問等がありましたら、事務局から説明を併せてお願いします。</p>
事務局	<p>公共事業による廃土処理届出「8号」について説明します。場所は、都川まちづくりセンターから約2,800m西南西の都川5です。こちらは、都川川 防安交付金工事 他工事として、廃土量約6,194 m<sup>3</sup>を、現場から近く経済的であることからこの農地に廃土するというものです。また、所有者の希望により畑として整備する計画となっております。工事期間は、2度目の期間変更となりますが、令和7年3月31日までの予定を、令和7年12月28日までに変更するものです。</p> <p>続いて、公共事業による廃土処理届出「9号」について説明します。場所は、美川まちづくりセンター西分館から約550m西北西の横山町下町内です。こちらは、農村地域防災減災事業 横山地区 4号道路工事として、廃土量約1,500 m<sup>3</sup>を、現場から近く経済的であることからこの農地に廃土するというものです。また、所有者の希望により畑として整備する計画となっております。工事期間は、期間変更となりますが、令和7年3月25日までの予定を、令和8年3月31日までに変更するものです。事前質問はありませんでした。</p>

	<p>それから、事前に送付させていただきましたレジュメにはありませんが、報告事項が1件追加となりましたので、追加資料①の農用地利用集積等促進計画をご覧ください。内容としては、島根県が促進計画を認可したことを公告したという案件で、しまね農業振興公社経由は変わらず、耕作者が変更となる案件になります。説明は以上です。</p>
議 長	<p>それでは、「次第」の2番目、議案に入ります。議第1号、農用地利用集積計画の策定について、農業委員会へ議決を求められています。また、事前質問等ありましたら併せて、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の策定について、浜田市から農業委員会へ議決を求められております。農用地利用集積計画（案）と利用集積一覧表をご覧ください。農業者の皆さまから申出のありました「利用権設定は、180件、416筆、727,716.75㎡」で、同法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されています。</p> <p>公告期間は、「令和7年3月28日から令和7年4月10日までの14日間」、開始日を「令和7年4月1日以降」とされています。事前質問はありませんでした。説明は以上です。ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>議第1号について、説明が終わりました。皆様方から何かありましたらお願いします。</p>
三浦委員	<p>1件、取り下げになったとありますが、今後耕作される見込みがあるのか、教えてください。</p>
事務局	<p>支所も含めて、地権者さん等と協議をしていくことになります。</p>
三浦委員	<p>地域計画はどうなるのか、教えてください。</p>
事務局	<p>必要に応じて、修正をしていくことになります。</p>
議 長	<p>その他、ありませんか。</p> <p>ないようですので、採決に入ります。農用地利用集積計画について、承認いただける農業委員、推進委員の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>～挙手 多数～</p>
議 長	<p>挙手、多数です。承認といたします。</p> <p>続きまして議第2号 農地法第3条の規定による許可申請は、1件です。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>「27号」について説明します。場所は、ゆうひパークみすみから約350m南西の三隅町折居 吉浦です。申請は、畑、24㎡で、有償による所有権移転</p>

	<p>です。譲渡事由は、自宅近隣の農地で、周辺の農地を既に耕作していたという案件で、譲受人に所有権移転するものです。周囲に及ぼす影響はなく、万一被害が生じた場合は、譲受人の責任において対応します、と申請されています。こちらにつきまして、所有権移転後の「農地の利用、労働力、地域との関係」に問題がなく、「農地法第3条第2項の不許可事由に該当しない」と判断いたしました。事前質問はありませんでした。説明は以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、担当委員から補足説明をお願いします。「27号」につきまして、「18番 玉田委員 または 串崎委員」補足説明をお願いします。</p>
串崎委員	<p>先日、委員・事務局で現地確認を行いました。事務局から説明があったところですが、親の代から耕作はしておられ、問題はないかと思えます。よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>その他、皆様方からありましたらお願いします。</p> <p>ないようですので、採決に入ります。第3条の規定による許可申請について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>～挙手 全員～</p>
議 長	<p>挙手、全員です。承認といたします。続きまして、議第3号 農地法第4条の規定による許可申請は1件です。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>「11号」について説明します。場所は、三隅町井野 八幡センターから約800m北北西の、周布地です。申請は、田及び畑、4筆計489.90㎡で、転用目的は、宅地及び車庫用地にコンクリート擁壁を改修する計画です。始末書が提出され、既に擁壁が昭和50年頃設置され、車庫も既に建築されてあることが書いてあります。資金証明として預金残高がわかる写しが提出されています。被害防止対策等につきましては、被害防除対策については、コンクリートで補強する。これらの措置により周辺への被害のおそれはないと思われるが、問題が生じた場合は関係当事者間で話し合いの上、責任を持って対処する、と申請されています。許可の判断は、第2種農地で、農地法第4条第6項、地域における営農及び集積に影響を及ぼさない農地と判断いたしました。事前質問はありませんでした。説明は以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、担当委員から補足説明をお願いします。「11号」につきまして、「19番 南谷委員 または 大森委員」お願いします。</p>
大森委員	<p>3月10日に、委員事務局で現地確認を行いました。事務局の説明のとおりですが、住居の近くで沈下しているところもあり、またクラックもありまし</p>

	た。早急に補強工事が必要と思われました。よろしく願います。
議 長	<p>その他、皆様方から何かありましたら願います。</p> <p>ないようですので、採決に入ります。第 4 条の規定による許可申請について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。</p>
委 員	～挙手 多数～
議 長	<p>挙手、多数です。承認といたします。</p> <p>続きまして、議第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請は 2 件です。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>「30 号」について説明します。場所は、河内町集会所から約 100m 北北西です。申請は、田、2 筆、合計 944 m<sup>2</sup>です。転用目的は、資材置場としての利用で、資金証明として融資証明が提出されています。被害防止対策等につきましては、バラスなどを敷設することにより表土の流出を防ぐ。敷地内の雨水は地下浸透による。被害が周囲に及ぶおそれはないと思われるが、万一被害が生じた場合は、譲受人の責任において対処する、と申請されています。許可の判断は、第 2 種農地で、農地法第 5 条第 2 項の不許可の事由に該当しない農地、地域における営農及び集積に影響を及ぼさない農地と判断いたしました。</p> <p>「31 号」について説明します。場所は、小国まちづくりセンターから約 2,200m 東の、柚根町内です。申請は、田、1 筆、2,026 m<sup>2</sup>です。転用目的は、農業用施設、作物保管庫・農機具置場等として活用する予定で、資金証明として預金残高がわかる写しが提出されています。被害防止対策につきましては、周辺は自ら耕作しておられるため、影響はないとされています。許可の判断は、第 1 種農地で、農地法第 5 条第 2 項の不許可の事由に該当しない農地、地域における営農及び集積に影響を及ぼさない農地と判断いたしました。事前質問はありませんでした。説明は以上です。</p>
議 長	<p>続きまして、担当委員から補足説明をお願いします。「30 号」につきまして、「11 番 長野委員」願います。</p>
長野委員	事務局から説明があった通りです。私からの補足説明はありません。
議 長	「31 号」につきまして、「15 番 河崎委員」願います。
河崎委員	事務局から説明の通りです。よろしく願います。
議 長	皆様方から何かありましたら願います。
三浦委員	「31 号」についてお聞きします。既にいろいろなものが建っているように

	見えますが、倉庫とか農機具置場とかどこに建てられるのでしょうか。
事務局	既に収納庫や休憩施設はありますが、耕作していたハウスの部分を撤去して、そこに今回の申請のあった施設を建築される計画とうかがっております。
議長	その他、皆様方から何かありましたらお願いします。 ないようですので、採決に入ります。第5条の規定による許可申請について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。
委員	～挙手 全員～
議長	挙手、全員です。承認いたします。 続きまして、議第5号 令和7年度農作業標準賃金（案）について、事務局の説明をお願いします。
事務局	本日、追加で配布しております、追加資料③をご覧ください。農作業標準賃金は、あくまでも参考ということで、最終的には委託者・受託者で決定していただきます。令和7年度は、令和6年度より最低賃金、燃料代等が約6%程度上昇しており、「耕起から水田防除作業」について、この割合を反映させた金額とさせていただいております。農作業賃金（普通作業）は、最低賃金×8時間を基準としています。また、近隣市町村の金額も参考にしております。なお、委員さんからの意見、総会の決定によって委託者・受託者が利用しやすい適切な「農作業標準賃金」としていただければと思います。説明は以上です。ご審議よろしく願いいたします。
議長	皆様方から何かありましたらお願いします。
玉田委員	要望ですが、最近、畦塗りをしてほしいという声が増えています。今後、その作業についても、入れていただければと思います。近隣の状況なども調べていただければと思います。
議長	その他、皆様方から何かありましたらお願いします。 ないようですので、採決に入ります。 令和7年度農作業標準賃金について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。
委員	～挙手 全員～
議長	挙手、全員です。承認いたします。 その他、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。 その他、ないようですので、第14回総会を終了します。

